

東日本大震災からの復興の基本方針における
科学技術イノベーション関連部分の記述について

平成 23 年 8 月 4 日

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）

東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）（以下、「復興の基本方針」という。）における科学技術イノベーション関連部分の記述は以下の通り（該当部分のみ抜粋、及び一部については当方で簡略化。なお、下線部は平成 24 年度科学技術重要施策アクションプランと関係があると思われる部分）。

1. 復興の基本方針について

【位置づけ】

- ・ 東日本大震災復興基本法第 3 条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による取組みの基本方針であり、この方針に基づき具体的な施策を実施
→復興の基本方針に示された内容が今後検討が予定される第 3 次補正予算以降の予算編成にも反映
- ・ 「復興への提言」（東日本大震災復興構想会議）も踏まえて策定

【復興の基本方針の構成】

1. 基本的考え方
2. 復興期間
3. 実施する施策
4. あらゆる力を合わせた復興支援
 - （1）国の総力を挙げた取組み（「復興特区制度」の創設、使い勝手のよい交付金等）
 - （2）民間の力による復興
 - （3）事業規模と財源確保
5. 復興施策
 - （1）災害に強い地域づくり
 - （2）地域における暮らしの再生
 - （3）地域経済活動の再生
 - （4）大震災の教訓を踏まえた国づくり
6. 原子力災害からの復興
 - （1）応急対策、復旧対策
 - （2）復興対策
 - （3）政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進
7. 復興支援の体制等

【復興期間】

- 復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間を「集中復興期間」と位置付け。
- 一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定める。
- 福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案の執行状況等を踏まえつつ、事故や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行う。

【事業規模と財源確保】

○事業規模

- ・平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。
- ・10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。
- ・この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

○「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法

- ・5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。
- ・税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

○復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその用途の明確化

- ・先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、中復興期間及び復興期間を踏まえ、

今後検討する。

○今後の進め方

- ・平成 23 年度第 3 次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び時限的な税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。
- ・税制措置の具体的内容については、8 月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成 23 年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を 3 兆円程度と仮置きして進める。

2. 復興の基本方針における科学技術イノベーション関連部分

【1 基本的考え方】

- (iii) 東日本大震災からの復興は、東日本大震災復興基本法第 2 条の「基本理念」、さらには東日本大震災復興構想会議が定めた「復興構想 7 原則」にのっとり、推進するものとする。また、推進に当たっては、被災者に対し、正確かつ迅速な支援情報を提供するものとする。

※復興構想 7 原則

原則 3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

- (vii) 特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。

【4 あらゆる力を合わせた復興支援】

(1) 国の総力を挙げた取組み

①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、オーダーメイドで地域における創意工夫を活かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、土地利用再編手続きの一元化、迅速化等の規制、手続等の特例措置を講ずるとともに、必要となる税・財政・金融上の支援を検討する。また、地域の復興計画づくりの進捗等に応じて、国と被災した地方公共団体が協議し、必要となる特例等を迅速に措置していく仕組みを導入する。

② 使い勝手のよい交付金等

- (i) 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。具体的には、復興に必要な補助事業（市街地・農漁村整備、道路、学校等）を幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担の軽減を図りつつ、対象の自由度の向上や執行の弾力化、手続きの簡素化等を可能な限り進め、復興プランの評価・公表等を通じて効率性や透明性を確保しつつ、地方公共団体主体の復興を支援する。
- (ii) 地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。

【5 復興施策】

(1) 災害に強い地域づくり

① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

- (ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

- (iv) 大規模盛土造成地が崩れた地区や液状化被害が生じた地区について、所有者個人の支援策の拡充措置を周知・適用する。また、液状化について、負担の軽減にも資するよう、その発生メカニズムを研究し、より安全にかつ低コストで行える液状化対策の技術開発を進め、公共インフラにおける再発防止を図るとともに、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な再発防止策を検討する。

(2) 地域における暮らしの再生

① 地域の支え合い

- (iii) 被災者が安心して保健・医療（心のケアを含む）、介護・福祉・生活支援サービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか、専門人材の確保、医療・介護間の連携の推進、カルテ等の診療情報の共有化など、情報通信技術の活用を含めた環境整備を進める。また、「地域包括ケア」の体制整備や地域医療提供体制の再構築の際には、民間が医療・介護機関と連携して行うサービス提供も活用する。

④ 復興を支える人材の育成

- (ii) 被災地において、グローバル化や産業の高度化など、地域社会・地元産業のニーズに応え、我が国の復興を牽引する人材を育成するため、大学改革を進めるとともに、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みを支援する。
- (iii) 被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。

(3) 地域経済活動の再生

①企業、産業・技術等

(iv) 被災地域の大学・大学病院・高等専門学校・専門学校・公的研究機関、産業の知見や強みを最大限活用し、知と技術革新（イノベーション）の拠点機能を形成することにより、産業集積、新産業の創出及び雇用創出等の取組を促進する。このため、研究基盤の早期回復・相互補完機能を含めた強化や共同研究開発の推進等を図るとともに、産学官連携の下、中長期的・継続的・弾力的な支援スキームによって、復興を支える技術革新を促進する。また、大学等における復興のためのセンター的機能を整備する。さらに、海外企業等との連携下での産学官による新産業創出の拠点整備等を行う。

<拠点機能形成の具体例>

- (イ) 震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるほか、関連産業の創出にも役立たせるため、大学、研究機関、民間企業等によるネットワークを形成
- (ロ) 世界最先端の技術を活用した事業を興すため、東北の大学や製造業が強みを有する材料開発、光、ナノテク、情報技術分野等における産学官の協働の推進
- (ハ) 医療の再生と医療機関の復旧に併せて、高度医療機関と地域の医療機関の連携・協力を確保した上で、情報セキュリティに配慮しつつ、医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を推進するとともに、例えば東北大学を中心としたメディカル・メガバンク構想等を踏まえ、大学病院を核とする医療人材システムや次世代医療システムの構築及び創薬・橋渡し研究の実施
- (ニ) 製造業の技術やノウハウ等を活用した先端的な農商工連携の推進

②中小企業

(ii) 国内外の販路拡大など新たな事業機会の拡大等を図ることにより、厳しい経済環境の中で生き残りを目指す中小企業の戦略的経営力を強化する。このため、輸出などの海外展開の促進、M&Aなどによる経営資源の統合強化を図るとともに、経営支援・人材確保・技術力強化策を充実する。

③農業

(iv) 先端的な農業技術を駆使した大規模農業の実証研究や高齢者等による高品質な農産物生産を容易にするAI（アグリインフォマティクス）システムの開発を実施することにより、新たな農業を提案する。

④林業

(ii) 木質系震災廃棄物を活用した先導的なモデルとして、復興住宅や公共建築物、漁協等の共同利用施設、園芸施設等への熱電供給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行することで、環境負荷の少ない木質バイオマスを中心とした持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築する。

⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

(i) 被災地域において、最新型の太陽光発電設備や風力発電設備を設置して行う実証研究を促進する。また、再生可能エネルギーの賦存情報、環境基礎情報の提供等により事業化活動を促進する。

(ii) 被災地域の中核となる避難用施設など防災拠点等に再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたスマートエネルギーシステムを導入するとともに、エネルギーの利用効率を高めるスマート・コミュニティ、スマート・ビレッジを被災地域に先駆的に導入し、被災地域の電力需給を安定させ、将来のスマートシステムの先行事例として活用する。被災地域への再生可能エネルギーシステムの関連産業の集積を促進する。

⑪環境先進地域の実現

(i) 環境先進地域（エコタウン）を被災地域に実現するため、地域の未利用資源を徹底活用しながら自立・分散型エネルギーシステムを導入し、地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。また、復旧・復興の過程で発生する大量の廃棄物のリサイクル等を徹底するほか、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の具体化を図り、製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社会の形成を促進する。

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

(i) 製造業の空洞化、海外企業の日本離れを防ぐため、電力の安定供給を確保する。

このため、今回の原発事故の原因究明とその影響の評価、事故対応の妥当性の検証の徹底と安全確保を図る。加えて、エネルギー戦略の見直しを総合的に推進し、中長期的には、再生可能エネルギー、省エネルギー、化石燃料のクリーン利用分野等の革新的技術開発を推進する。

(ii) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の早期成立を図る。

②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進

(i) 住宅用太陽光発電及びBEMS（建物のエネルギー管理システム）の導入を促進するとともに、電力安定供給に資する蓄電池を加速度的に普及させるため、必要な支援措置を実施する。また、自家発電設備・高効率ガス空調設備等の導入を促進する。

また、地域の特性を踏まえ、太陽光発電、風力発電、地熱発電、木質バイオマス発電、中小水力発電等の導入を促進する。

(ii) 地域冷暖房での活用も視野に入れたコージェネレーションシステムやHEMS（住宅のエネルギー管理システム）、高効率空調、LED照明等の高効率照明等省エネ製品の導入促進及びネット・ゼロエネルギー住宅の普及の加速化、省エネ診断等住宅や工場・ビルの省エネ投資促進を行う。

③世界に開かれた復興

(ii) 被災地を始め我が国に対する外国からの投資を促進するとともに、国際的企業の研究開発拠点やアジア本社機能の設置を促進するため、国際的に魅力的な投資環境を整備する。

高度な技術や知識を有する外国人の受入についてのポイント制活用による出入国管理上の優遇制度の導入や雇用・生活環境の整備、我が国に対する信頼の基盤となる災害時における迅速な情報提供及び円滑な出入国審査のための施策の推進により、我が国の活力となるべ

き外国人の受入れを促進する。

- (iv) 外国人留学生及び外国人研究者に対して適切な災害情報を提供するとともに、研究活動等の支援を行う。

⑤今後の災害への備え

- (iii) 東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を検討する。広域応援体制や膨大な数の避難者対策、帰宅困難者対策など首都直下地震等の対策を検証するとともに、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る。

地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。また、政府の危機管理体制の強化等を検討する。

地質や地殻変動等の複合的な調査により地震・津波災害のリスクを評価し、高度な地震・津波予測を実施する。

- (vi) 今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、警察、消防、海上保安庁、自衛隊や「共助」を担う主体である消防団などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援（メンタルケアや託児支援を含む）を含む災害対処能力を向上させるとともに、防災に専門的知見を有する退職自衛官等の国のスタッフの活用等を通じた地方公共団体との連携の強化、火災・危険物事故・トリアージ（緊急度判定）等に関する調査・研究及び除染や情報収集等の関連研究・技術開発を実施する。

また、警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の連携の強化を図る。さらに、災害応急対策を実施する際に必要となる機能を有した船舶等のあり方等について調査を行う。

- (xi) 大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。

上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。また、災害に強い石油・ガス等の製造供給設備、供給網を整備する。

学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。また、矯正施設等の収容施設における耐震対策や防災対策を推進し、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する。また、災害時に地方公共団体等を支援する観点から、国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る。

- (xiv) 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、総合防災情報システムの機能拡充とその情報通信網である衛星通信ネットワークの機能強化を図る。

- (xv) 防災・復旧の観点からの地理空間情報の利活用や災害時の被害状況の把握等について衛星システムの活用を含めて検討する。

⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承

- (i) 今後の防災対策に資するため、今回の大震災に関し、国際共同研究を含め、詳細な調査研究を行う。その際、地震・津波の発生メカニズムの分析・解明やこれまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションのあり方の検証等も行う。また、各機関の調査研究が有機的に連携し、総合的な調査となるよう配慮する。

【6 原子力災害からの復興】

(1) 応急対策、復旧対策

②安全対策・健康管理対策等

- (i) 食品中の放射性物質に係る安全対策について、中長期的な観点を踏まえ、規制値の再検討を行うとともに、各自治体が行う検査の支援、長期的なフォローアップなどのための体制整備を行う。
- (ii) 子どもたちが受ける被ばく線量（内部被ばくを含む）を低減させる取組みを引き続き着実に実施する。
- (iii) 放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を福島県に整備し、子どもをはじめとする住民の健康の確保のため、継続的な健康管理を実施する。
- (iv) 農畜産物の安全を確保するため、肥料・飼料等の適切な管理の徹底、畜産農家・耕種農家に対する情報提供や技術指導などその対策に万全を期す。
- (v) 原子力発電所の労働者の健康診断を徹底するとともに、被ばく線量等をデータベース化するなど長期的な健康管理を行う。また、放射線の健康への影響に関する把握・評価を着実に実施する。

④放射性物質の除去等

- (ii) 放射性物質による大気・水・土壌・森林等の汚染を除去する必要があることから、環境修復技術の早期確立等を目指す。このため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、福島県に国内外の叢智を結集する開かれた研究拠点を形成する。また、国の責任において、除染に関する考え方や手法を早期に確立するとともに、地方公共団体の協力を得つつ、現場レベルでの実証や汚染土壌等の除染及び災害廃棄物の最終処分、下水汚泥等の適切な処理に必要な措置を講じる。

(2) 復興対策

①医療産業の拠点整備

- (i) 特区制度の活用等を通じ、福島県に医療産業を集積し、世界をリードする医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点とする。
- (ii) 産学官連携で世界最先端の医薬品・医療機器の研究開発を実施するとともに、先端的な医療機関を整備する。

②再生可能エネルギーの拠点整備

- (i) 再生可能エネルギーに関わる開かれた世界最先端の研究拠点の福島県における整備、再生可能エネルギー関連の産業集積を促進する。

(3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進

- (i) 復旧・復興を進めていく観点から、政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等を促進する。